

(健Ⅱ243)
令和2年8月7日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡辺 弘司



母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第二次補正予算に係る
Q&A（令和2年7月20日時点）について

令和2年6月12日に令和2年度二次補正予算が国会で成立し、各自治体において母子保健事業の実施や準備が進められているところです。

今般、厚生労働省より、事業に関する問い合わせを踏まえ参考としてとりまとめた標題 Q&A の一部改訂について各都道府県、指定都市及び中核都市宛て別添の事務連絡がなされ、本会へも情報提供がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方について、ご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 22 日

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本産婦人科医会 御中
公益社団法人 日本小児科医会 御中
公益社団法人 日本産科婦人科学会 御中
公益社団法人 日本小児科学会 御中
公益社団法人 日本小児保健協会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
公益社団法人 日本助産師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

母子保健医療対策総合支援事業における令和 2 年度第二次補正予算に係る
Q&A（令和 2 年 7 月 20 日時点）について（情報提供）

母子保健行政の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいている
ところであり、深く感謝申し上げます。

標記につきまして、今回 Q&A の一部を改訂し、別添のとおり各都道府県、保健
所設置市、特別区あてに送付いたしましたので、貴団体宛にも情報提供いたしま
す。

あわせて、貴会会員に対し周知いただきますよう、よろしく願いいたしま
す。

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 20 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

母子保健医療対策総合支援事業における令和 2 年度第二次補正予算に係る
Q&A（令和 2 年 7 月 20 日時点）について

平素より、子ども家庭行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 6 月 12 日に令和 2 年度第二次補正予算が国会で成立し、各自治体におかれましては、事業の実施や、準備を進めていただいているところですが、引き続き、事業に関する問い合わせをいただいているところです。

つきましては、先日来、参考としていただいている Q&A を改定いたしましたので、お送りいたします。ご確認の上、ご活用下さいますようお願い申し上げます。

都道府県におかれましては、貴管内市町村に対しても、周知いただきますようお願い申し上げます。

記

○「母子保健医療対策総合支援事業における令和 2 年度第二次補正予算に係る Q & A（令和 2 年 7 月 20 日時点）」

（担当）

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課 母子保健係

Tel:03-5253-1111（内線 4975、4978）

Fax:03-3595-2680

E-mail:boshihoken@mhlw.go.jp

母子保健医療対策総合支援事業における令和２年度第二次補正予算に係る
Q & A （令和２年７月２０日時点）

【総論】

問１ 本事業の補助の対象となるのは、閣議決定または国会での予算成立時点からなのか。令和２年度第二次補正予算が成立する以前から、自治体において、同様の事業を行っていた場合に、遡って対象になるのか。

（答）

- 当事業については、令和２年４月１日に遡って適用することとしています。ただし、その場合でも、補助の申請に際しては、別途お示しする実施要綱に定める要件を満たす必要があります。

【ウイルスに感染した妊産婦への支援】

問２ ウイルスに感染した妊産婦への支援について、都道府県が実施主体となっているが、どのように実施するのか。

（答）

- 都道府県が実施する場合、保健所において実施することが考えられるが、それ以外にも、事業者へ委託することや、管内の市町村と協力して実施する事が考えられます。
- いずれにせよ、各地域の感染状況や業務状況を踏まえて、ご負担の少ない方法で実施いただければと考えています。

問３ 交付要綱案に記載されている「医療機関と事務を調整する場合の補助」とはどのような経費か。当事業を助産師会などに委託した場合、この経費を活用しても差し支えないか。

（答）

- 「医療機関と事務を調整する場合の補助」は、陽性となった妊婦に関する情報を、医療機関とやりとりする際に生じる事務経費や、医療機関との調整に係る経費に対する補助であるため、寄り添い支援自体の事業に係る費用ではありません。
- 助産師会などに委託する場合は、寄り添い支援にかかる単価（妊産婦一人当たりの利用回数×１５，０００円）が事業費となりますので、そちらをご活用ください。

問4 交付要綱案に記載されている「都道府県調整事務費」の補助は、指定都市は対象外か。また、この経費によって、寄り添い型支援をオンラインで実施する場合に必要な設備を整えても差し支えないか。

(答)

- 都道府県調整事務費は、寄り添い支援の実施にあたり、都道府県を補助対象として、管内市町村と打ち合わせを実施するための費用や、市町村との事務分担などを調整するための経費として計上しており、市町村を補助対象としたものではありません。
- そのため、寄り添い支援の事業の実施に必要な設備を購入する費用は対象外です。

問5 既に寄り添い型支援と同様の事業を実施している場合や、産後ケア事業のアウトリーチで対応する場合に、二次補正における寄り添い型支援を利用しなくても検査費用の補助を受けることは可能か。

(答)

- 既存事業で対応可能な場合には、新規に事業を創設する必要はありませんが、別途お示しする手引き等の内容をご確認いただき、本事業に求められる内容を実施していただく必要があります。
- また、実施方法は委託等でも差し支えないですが、実施主体である都道府県等がその責任を明確化する必要があります。

問6 寄り添い型支援について、補助基準額の考え方に妊婦一人当たりへの支援回数が規定されているが、この回数の解釈如何。電話1回の対応でも、支援回数1回と計上して差し支えないか。

(答)

- 寄り添い型支援では、主に訪問による支援を想定しています。
- 1回の訪問で、妊産婦へ十分な支援を行った場合、産後ケア事業等を踏まえると、2時間程度を要すると考えられるが、電話やオンラインによる支援であっても、同程度の支援が必要であると考えます。

問7 寄り添い型支援を関係団体等へ委託することを考えているが、結果的に感染した妊産婦が生じなかった場合、関係団体の待機費用や事業の準備費用などは対象として差し支えないか。

(答)

- 感染した妊産婦の人数一人に対し、支援を行った回数の実績に応じて補助を行うこととなります。

問8 先日示された交付要綱案のうち、寄り添い型支援の基準単価の考え方「妊産婦一人当たりの支援回数」とあるが、これは妊産婦一人当たりの平均回数という理解で差し支えないか。

(答)

- お見込みのとおりです。

【不安を抱える妊婦への分娩前の検査】

問 9 なぜ妊婦だけ PCR 検査の補助を行うのか。

(答)

- 現時点では、妊婦が一般人口集団と比べ、新型コロナウイルス感染症に対するリスクが高いことは示唆されておらず、また、妊娠期間中に、妊婦から胎児に垂直感染し重篤な影響を及ぼす可能性は低いとされています。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦の方は、医薬品の使用が制限されることや、自らの健康のみならず胎児への影響や出産後のことも懸念するなど、妊婦特有の不安を抱いて生活を送っています。
- このようなことから、不安を抱える妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前に PCR 等のウイルス検査を受けるための費用を補助することとしています。

問 10 妊婦は必ず PCR 検査を受けなければならないのか。

(答)

- 当事業は、新型コロナウイルス感染症によって不安を抱える妊婦に対し、その不安を解消するために実施するものであり、あくまで希望する妊婦に対して実施することとなります。

問 11 希望する妊婦に対する PCR 検査に関して、留意すべき点は何ですか。

(答)

- 本検査には、その性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。

※例えば、特異度が 99.9%、感度が 70% である検査を、有病率が 0.1% の集団に対して実施した場合、その陽性的中率は約 40%（検査の結果陽性と判定された者のうち、実際に感染しているのは約 4 割であり、残りの約 6 割の者は、感染していないにもかかわらず、陽性と判定されてしまう）ことに留意が必要です。

- そのため、偽陽性や、無症状病原体保有者の場合であっても、医師の判断により、
 - ・入院や宿泊療養の適用になるなど生活が制約されることがある

- ・分娩場所や分娩方法が変更になる可能性がある
 - ・分娩後の一定期間、母子分離等となる可能性がある
- など、妊産婦が不利益を受けることが想定されます。
- したがって、これらの点について、検査を希望する妊婦に対して検査を実施する際に、事前に丁寧に説明を行うことが重要です。

問 12 妊婦健診などの行政健診の一環として、本事業に基づく PCR 検査が行われるのか。

(答)

- 妊婦健診とは別途のものになります。

問 13 妊婦本人が発熱等の症状がある、または同居家族が新型コロナウイルスに感染しているなどの理由で、新型コロナウイルスへの感染が疑われる妊婦は、当事業による検査の対象になるのか。

(答)

- 当事業は、発熱等の感染を疑う症状がなく、新型コロナウイルスに対する不安を抱えている妊婦の方を対象としています。
- 一方、症状があるなど新型コロナウイルスへの感染が疑われる妊婦については、帰国者接触者外来、地域外来・検査センター（PCR センター）等（地域によって名称が異なることがあります）において、医師が新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして検査が必要と判断した場合は、感染症法に基づく検査を受けていただくこととなり、当事業の対象にはなりません。

問 14 妊婦が受検した PCR 検査が保険適用だった場合、当事業に係る補助を実施しても差し支えないか。

(答)

- 当事業の主旨は、基本的には感染症法に基づく検査の対象とならない場合であって、新型コロナウイルス感染症に関して不安を抱いている妊婦に対し、その不安を解消するために、希望する妊婦に対して実施するものです。
- このため、医師が患者の診療のために必要と認める場合に実施され、健康保険が適用となる新型コロナウイルスの PCR 検査については、当事業による PCR 検査とは、主旨・目的が異なりますので、当事業の対象にはなりません。
- なお、保険適用による新型コロナウイルスに関する PCR 検査は行政検査の観点を有しているため、都道府県等との契約を締結の上実施していただ

くこととしており、自己負担分は国2分の1、都道府県等2分の1の負担割合で公費負担となり、患者の自己負担は発生しません。

問 15 院内感染防止として、当事業を実施しても差し支えないか。

(答)

- 当事業の主旨は、新型コロナウイルス感染症に関して不安を抱いている妊婦に対し、その不安を解消するために、希望する妊婦に対して実施するものです。
- このため、もっぱら院内感染防止を目的として、PCR 検査を実施する場合は、当事業の対象にはなりません。

問 16 PCR 検査の実施について、補助金が出るということだが、全妊婦が受検できるように予算が確保されているのか。

(答)

- 当補助事業を実施するに際しては、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する支援体制等を構築している必要があります。
- 具体的には、
 - ・ 第二次補正予算事業におけるウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援
 - ・ 検査実施体制の確保、
 - ・ 検査で陽性になった妊婦に対する適切な周産期医療体制の確保を実施していただく必要があります。
- これらの体制等を構築していただいた上で、希望する妊婦に対して検査が行えるように予算を確保しています。

問 17 令和2年度第二次補正予算成立以前から、自治体において独自に PCR 検査の受検の補助を行っている場合、遡って対象となるのか。

(答)

- 当事業については、令和2年4月1日から遡って適用することとしています。ただし、その場合でも、補助の申請に際しては、周産期医療体制の構築や、寄り添い型支援の実施など、別途お示しする実施要綱に定める要件を満たす必要があると考えています。

問 18 PCR 検査の受検費用に係る支払い方法如何。

(答)

- 各自治体の実情に応じて実施いただくようお願いします。
 - 具体的には、
 - ・ 妊婦が一旦支払った費用について、領収書などに基づき、追って支払う償還払いの方法や、
 - ・ 検査実施機関と事前に調整し、妊婦に費用の直接支払いが生じないように実施する
- といった方法が考えられますが、いずれにせよ、柔軟な対応をお願いしたいと考えています。

問 19 PCR 検査の検体として、唾液を含めても差し支えないか。また、抗原キットを用いても差し支えないか。

(答)

- 令和2年7月17日付け当省新型コロナウイルス感染症対策推進本部のプレスリリースにもあるとおり、無症状の方に対して行う、唾液を用いたPCR検査、LAMP 検査及び抗原定量検査については、鼻咽頭スワブ検体を用いたPCR検査と同様に、本事業の補助の対象となります。
- ただし、簡易キットによる抗原検査については、引き続き、精度等の点に課題があることから、補助の対象外となります。

問 20 PCR 検査の1回 20,000 円という単価の根拠・内訳を示されたい。

(答)

- 本事業は、新型コロナウイルス感染症の症状を有しない無症状の妊婦のうち、かかりつけ医と相談の上で受検希望をした者を対象としており、本事業による PCR 検査は通常の診療行為とはそもそも位置づけが異なるものです。それを前提に、診療報酬の点数を参考としつつ、以下の単価を念頭においています。

- PCR 検査費用 18,000 円（検体輸送代 4,500 円を含む）
- 咽頭ぬぐい 50 円
- 結果判断料 1,500 円

問 21 分娩前の検査について、分娩前とはどの程度の時期なのか。

(答)

- 分娩予定日の概ね2週間前を想定していますが、早産リスク等の妊婦それぞれの状況に応じて検査の時期が異なってきますので、かかりつけ医療機関などで医師と具体的な日程に関して相談いただきますようお願いいたします。

問 22 寄り添い型支援や検査費用の補助について、実施主体には特別区も含まれているのか。

(答)

- お見込みのとおりです。東京都と特別区で実施内容について調整の上、実施いただきますようお願いいたします。

問 23 実施要綱の4. 留意事項(3)において、検査費用の補助についても、住民票がない妊婦に対しても支援の対象とすること、とあるが、里帰り出産などの場合、どの自治体が支援するのか定まらないこととならないか。

(答)

- 寄り添い型支援や検査費用の補助については、事業の主旨や補助率を鑑み、住民票がない妊婦に対しても支援の対象とすることとしていますが、住民票がない状態が一時的であることが想定される場合には、基本的には、住民票のある自治体において支援を行っていただくことが、適当であると考えています。
※ その場合、住民票のある市区町村外の病院で検査を受けた場合の費用の補助は、償還払いで行っていただくことが考えられます。
- ただし、妊婦にとって、住民票のない市区町村で支援を受けることが、利便性が高いなどの状況であれば、住民票のない自治体においても、検査費用の補助や、寄り添い型支援を実施いただく必要があると考えています。
- 不安を抱える妊婦への支援について、遺漏ないようにお願いいたします。

【オンラインによる保健指導等】

問 24 オンラインによる保健指導等を実施するに当たり、どのような経費が補助対象となるのか。

(答)

- 新型コロナウイルスの感染を踏まえた補助であるため、経常的に必要となる経費などを対象とすることは困難で有と考えています。
- ただし、オンラインで実施するために必要となる通信設備の開設経費や、パソコン・タブレット、その他のビデオ通話等に必要なカメラなど周辺機器を購入いただくことは可能であると考えています。

【育児等支援サービスの提供】

問 25 里帰り出産が困難な妊産婦を対象とするとされているが、妊婦が里帰り出産を行うことをどのように確認するのか。同一市内であっても、里帰り出産と判断して差し支えないか。

(答)

- 基本的には、長距離の移動を伴う里帰りが困難となり、親族等からの育児等支援を得られなくなった妊産婦の方を念頭においています。
- 本事業の対象となるかは、分娩予定日、分娩を検討している医療機関や、里帰り先で支援をしてくれる方との関係などの状況を聞き取っていただくといった確認をお願いします。

【乳幼児健診の個別化】

問 26 外出自粛期間中に 3～4 か月健診を受診できなかった子が、6 か月目に健診を受診した場合、当補助の対象として差し支えないか。

(答)

- お見込みのとおりです。

問 27 個別健診を普段から行っているが、今回の補助で対象となるか。

(答)

- 新型コロナウイルスの感染防止を目的として、時限的に集団から個別に切り替えた場合に補助を実施するものであり、従前から個別健診を実施してきた市町村は対象となりません。

問 28 6～7 か月健診を実施しており、今般、新型コロナウイルスを契機に集団検診から個別健診に切り替える場合には、当補助事業の対象として差し支えないか。

(答)

- 全国的に、3～4 か月健診を実施している自治体は多いため、その影響を鑑み、今回の補助の対象としています。
- ただし、3～4 か月健診を実施していないが、同様の趣旨で、従前から 6～7 か月などの乳児の時期に健診を実施しており、今般、個別健診へ切り替える場合には、当事業の対象として差し支えないと考えます。

問 29 乳幼児健康診査個別実施支援事業は、集団健診から個別健診へ切り替えた場合に追加で生じた費用を補助するという事業であるが、追加で生じた費用の考え方如何。

(答)

- 集団健診から個別健診への切り替えた追加費用の考え方ですが、個別健診に切り替えた際に要した費用全体と、各市町村で既に計上している乳幼児健診の費用との差額に対して、補助を行うこととなります。

問 30 個別健診へ変更する場合、H10 年母子保健課長通知「乳幼児に対する健康診査について」における健康診査問診票はこれまで通り実施すべきか。

(答)

- 個別健診においても、受診者等に対して、事前に健康診査の問診票を配布、又は実施会場において担当者が問診することにより実施し、医療機関から市町村保健センター等へ送付してもらう事で、受診者の状況を把握することが望ましい。